

2017年(平成29年)8月22日(火)

The Daily NNA インド版【India Edition】 第02287号[11]

について触れたが、以下補足したい。

7月分の簡易版月次申告書 GSTR-3 B の申告と納税期限は8月20日とされていたが、8月19日付けのプレスリリースで5日延長され、8月25日となった。

また、7月分のGST納税について、旧間接税制からの引継ぎクレジットを利用する場合には、引継ぎクレジットの申告(GST TRAN-1)とGSTR-3 Bを8月28日までに申告することが8月17日付け通達で明らかにされた。引継ぎクレジットを利用しない場合や、リバースチャージに伴うGST納税など引継ぎクレジットを利用することができない納税額がある場合には、8月25日までに現金で納税する必要がある。

また GSTR-3 B の申告とは別途、7月分と8月分の GSTR-3 (原則版の月次申告書)は別途申告しなければならず、申告期限は7月分は9月15日、8月分は9月30日である。

なお、GSTR-3 の Part A はインボイスごとの売上サプライ申告(GSTR-1)と仕入サプライ申告(GSTR-2)に基づいて売上サプライ情報と仕入サプライ情報が作成されるが、Part B の納税額テーブル(合計ベース)は GSTR-3 B で申告した GST 金額等が反映される。この場合、GSTR-3 の金額と GSTR-3 B の金額が相違してしまう場合には、以下の対応と

なる。

- ・納税額の相違については、GSTR-3 の Part B を修正し、納税する

→GSTR-3 B の情報を修正し、納税する。

- ・GSTR-3 の ITC 金額が GSTR-3 B で申告した ITC を上回る場合、その超過額は ITC として認められる

→GSTR-3 B で ITC が過少申告となってしまってしても、GSTR-3 で申告した金額が ITC として認められる

<プロフィル>

花輪大資(はなわ・だいすけ)

グランツソントン・インディア、ジャパンデスク・ディレクター。公認会計士(日本)。2006年に太陽有限責任監査法人入所、10年7月に公認会計士登録。日本国内で法定監査、IPO支援業務、デューデリジェンス業務、会計支援業務、国際関係業務などに従事。13年8月から現職。